

見積依頼書

下記のとおり見積り合わせに付します。
令和8年3月26日

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局長野県情報通信部長
岩成 純一

記

1 見積り合わせに付する事項

- (1) 件名 不用物品廃棄処分（単価契約）
- (2) 収集場所 仕様書のとおり
- (3) 作業期間 契約締結日から令和9年3月26日（金）まで
- (4) 見積書提出方法等 見積り合わせ事項書で示す様式の見積書を下記の締切日時までに提出すること。
- (5) 電子調達システム 本案件は、「電子調達システム」（政府調達（GEPS））対象調達案件である。ただし、「電子調達システム」により難しい場合には、紙、電子メールによる見積書の提出ができるものとする。

2 見積り合わせに参加する者に必要な資格

参加者は自社で産業廃棄物の処分及び収集運搬に必要な許可を管轄の地方公共団体から受けていること。

3 契約条項を示し、仕様書等の交付を行う場所等

- (1) 場所 長野県長野市大字南長野字幅下692-2（長野県庁10階）
関東管区警察局長野県情報通信部 通信庶務課 経理係
電話番号 026-233-0110
- (2) 交付方法 本公告日から上記3（1）の所在地において交付する。ただし、「電子調達システム」（政府電子調達（GEPS））<https://www.p-portal.go.jp/> から入手することもできる。
- (3) 日時 令和8年3月26日から令和8年4月10日まで（土日、祝日を除く）
（上記期間の8時30分から17時15分の間）

4 見積書の提出方法及び締切日時

- (1) 提出方法 4（2）に示す期限までに、「電子調達システム」により提出しなければならない。ただし、「電子調達システム」により難しい場合には、3（1）に示す場所に、同期限までに提出しなければならない。
- (2) 日時 令和8年4月13日（月） 17時15分

5 見積り合わせ日

令和8年4月14日（火）10時00分

6 支払条件

履行完了後、適法な請求書を当部が受領した後、30日以内に国庫金の振込払とする。

7 その他

- (1) 見積金額は消費税を除いた額を記載し、一円未満の端数がある場合は切り捨てとすること。
- (2) 見積金額は仕様書に記載された処分予定数量を収集運搬予定回数で処分した際の総額を記載すること。
- (3) 見積り合わせの結果の公表は、電話での対応も受け付けることとする。
- (4) 令和8年度当初予算に係る契約締結は、令和8年度当初予算に当該経費が盛り込まれるとともに、同予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。
- (5) 契約業者は自社で産業廃棄物の処分及び収集運搬の許可を管轄の地方公共団体から受けている必要があり、契約締結の際に許可証の写しを提出すること。

8 問い合わせ先

- (1) 契約に関すること 関東管区警察局長野県情報通信部 通信庶務課 経理係
電話番号 026-233-0110
Mail nagano.CGA@npa.go.jp
- (2) 仕様書に関すること 関東管区警察局長野県情報通信部 通信庶務課 資材係
電話番号 026-233-0110

見積合わせ事項書

- 1 契約担当官等
分任支出負担行為担当官
関東管区警察局長 野県情報通信部長 岩成 純一
- 2 業務内容
 - (1) 件名
不用物品廃棄処分（単価契約）
 - (2) 収集場所
仕様書のとおり
 - (3) 作業期間
契約締結日から令和9年3月26日（金）まで
- 3 見積りの方法
 - (1) 見積りは、本業務に要する一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとする。
 - (2) 見積金額は仕様書に記載された処分予定数量5,815kgを収集運搬予定回数5回で処分した際の総額を消費税を除いて記載すること。本件は単価契約であり、予定数量は過去の実績から算出した見込数量であり、契約期間内に処分する数量を保証するものではない。
 - (3) 契約の相手方となった者は、速やかに見積内訳書（1kgあたりの処分費及び1回あたりの収集運搬費を明らかにし、消費税金額を含む）を提出しなければならない。なお、見積書の提出時に内訳書を提出したものは、再度の提出を求めない。
- 4 契約の相手方の決定方法
契約の相手方については、参加者に必要な資格、その他の要求要件をすべて満たし、当該参加者の見積価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。
- 5 参加者に必要な資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (5) 参加者は自社で産業廃棄物の処分及び収集運搬に必要な許可を管轄の地方公共団体から受けている者であること。
- 6 見積書提出場所等
 - (1) 契約条項、仕様書等を交付する場所及び日時
場 所 長野県長野市南長野字幅下692-2
関東管区警察局長 野県情報通信部 通信庶務課 経理係
ただし、「電子調達システム」から入手することもできる。
日 時 令和8年3月26日（木）から令和8年4月13日（月）まで（土日、祝日を除く）
（上記期間の8時30分から17時15分の間）
 - (2) 見積書等の提出場所及び期限
場 所 下記期限までに、「電子調達システム」により提出しなければならない。
ただし、電子調達システムにより難しい場合は、紙、電子メールにより提出できるものとする。
期 限 令和8年4月13日（月）17時15分まで（土日、祝日を除く）
 - (3) 見積合わせ日時
令和8年4月14日（火）10時00分
 - (4) 見積書の提出方法
 - ① 見積書は、見積もり提出期限までに、「電子調達システム」にて提出すること。
ただし、「電子調達システム」により難しい場合は、参加者又はその代理人が持参、郵送若しくは電子メールにより提出すること。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による見積りは認めない。
 - ② 見積書の様式は問わないが、別紙の内容を満たすものとし、宛名、件名等に抜けがないこと。
 - ③ 見積書は、社印及び代表者印を省略することができる。この方法による場合は、見積書の

発行権者及び事務担当者それぞれの氏名及び連絡先を明記すること。

④ 参加者は、その提出した見積書の引換、変更又は取消をすることができない。

(5) 見積書の無効

① 本事項書に示した参加資格のない者及び参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した見積書は、無効とする。

② 次の各号の一つに該当する見積書は、無効とする。

ア 金額を訂正した見積書

イ 誤字、脱字、脱漏、汚染、塗末等により意思表示が不明確な見積書

ウ 不当に価格のつり上げ、つり下げ、談合等の背信行為又は連合と認められる見積書及びその疑いのある見積書

エ 同一の見積合わせについて、2通以上提出された見積書

オ 錯誤により提出されたと認められる見積書

カ 提出期限までに到達しなかった見積書

キ 「鉛筆」や「消せるボールペン」等、容易に消すことができる筆記用具等で作成された見積書

(6) 見積合わせ

① 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に抵触する行為を行ってはならない。

② 見積合わせは、見積合わせ日時に電子調達システムで行う。

③ 最低価格の見積が2者以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定に倣い「くじ引き」を実施する。

④ 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき又は予定価格の制限に達した価格の見積書がないときは、当部が選定した者へ再度の見積りを依頼することができる。

7 契約書作成の要否

契約書を作成する。

8 その他

(1) 見積書の作成、提出等に係る費用は、すべて参加者が負担すること。

(2) 都合により見積合わせを取りやめることがある。

(3) 契約の相手方を決定するために、参加者に対し追加資料の提出を求める場合があるので、これに従うこと。

(4) 契約手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 支払については、発注者の検査に合格し、適法な請求書を受領した日から30日以内に届け出の日本銀行指定金融機関へ振り込む。

9 問合せ先

(1) 契約に関する問合せ先

関東管区警察局長野県情報通信部 通信庶務課 経理係

電話 026-233-0110

Mail nagano.CGA@npa.go.jp

時間 平日8:30~17:15

(土日祝日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。)

(2) 電子調達システムに関する問合せ先

調達ポータル・電子調達システムヘルプデスク

電話 0570-000-683 (ナビダイヤル)

03-4332-7803 (I P 電話等をご利用の場合)

時間 平日9:00~17:30

(国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く。)

電子調達システム <https://www.geps.go.jp/>

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
関東管区警察局長野県情報通信部長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

代表者連絡先

事務担当者

事務担当者連絡先

件 名 不用物品廃棄処分（単価契約）

金	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(消費税及び地方消費税を除く)

内訳

品 名	数 量	単 価	金 額
混合物（金属くず）処分費	5,815kg	円	円
収集運搬費	5回	円	円

電子くじ番号

--	--	--

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官

作成日を記載

関東管区警察局長野県情報通信部長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

代表者連絡先

事務担当者

事務担当者連絡先

件 名 不用物品廃棄処分（単価契約）

金		億	千	百	十	万	千	百	十	円
				¥	○	○	○	○	○	○

↑ 金額の頭に¥マークを入れる (消費税及び地方消費税を除く)

内訳

品 名	数 量	単 価	金 額
混合物（金属くず）処分費	5,815kg	円	円
収集運搬費	5回	円	円

電子くじ番号
同額となった場合のくじに使用するため、任意の番
号3桁を記載すること。

--	--	--

※単価には1 kgあたりの処分単価と1回あたりの収集運搬単価を記載すること。また、見積金額と内訳の合計金額が一致していることを確認すること。